

三宅町災害リスク評価及び地域防災計画
への反映業務仕様書

令和 8 年 9 月
三宅町 総務課危機対策室

三宅町災害リスク評価及び地域防災計画への反映業務仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、三宅町（以下、「発注者」という。）が実施する「三宅町災害リスク評価及び地域防災計画への反映業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 本業務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三宅町の防災に関し、総合的な防災・減災体制の整備・充実を図るため、近年の地震や風水害をはじめとする大規模な自然災害による各種災害教訓や、奈良県の想定最大規模降雨を対象とした河川の浸水想定結果、南海トラフ巨大地震・奈良盆地東縁断層帯地震への備えなどとも整合を図りながら、三宅町地域防災計画を修正するとともに、住民周知を目的とした巨大地震の際の揺れやすさマップを作成することで、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民生活の安全の保護に資することを目的とする。

(業務の名称)

第3条 業務の名称は、三宅町災害リスク評価及び地域防災計画への反映業務とする。

(履行期間)

第4条 契約締結日より令和10年1月31日までとする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務の実施については、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 南海トラフ地震に係る特別措置法
- (6) 都市計画法
- (7) 防災基本計画
- (8) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (9) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
- (10) 市町村のための業務継続計画作成ガイド
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (12) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き
- (13) 奈良県地域防災計画

- (14) 奈良県水防計画
- (15) 奈良県業務継続計画（大規模災害編）
- (16) 応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル
- (17) 三宅町地域防災計画
- (18) 三宅町国土強靱化地域計画
- (19) 三宅町総合計画
- (20) 三宅町個人情報保護条例
- (21) その他防災に関する各種法令、計画、基準、通達等

（業務計画）

第6条 受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得る。また、業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格登録書等、同種業務の業務実績証明書類を含む）
- (4) その他必要なもの

（公的資格及び個人情報保護）

第7条 本業務では扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令、規定を遵守するほか、適切な品質、個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保するため、企業として下記の資格を有していることとし、契約時までにはその資格が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得ることとする。

- (1) JIS Q 9001（QMS（品質マネジメントシステム））
 - (2) JIS Q 15001（Pマーク（プライバシーマーク））
 - (3) JIS Q 27001（ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム））
- ※契約拠点及び作業拠点において取得していること

（管理技術者等の選任）

第8条 本業務は、地域防災計画の修正を中核とする複合業務であるため、受注者は、防災事業及び空間情報データの取扱いに精通した実務経験豊かな管理技術者及び照査技術者を選任するものとする。

なお、管理技術者、照査技術者には、以下の条件を満たす技術者を各々に配置しなければならない。

(1) 管理技術者

技術士の資格を有し、日本国内市町村において過去5年以内に実施した以下の計画等の策定又は修正の実績を有する者

- ・地域防災計画
- ・揺れやすさマップ修正

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を有し、日本国内市町村において過去5年以内に以下の計画等の策定又は修正の実績または照査実績を有する者

- ・地域防災計画
- ・揺れやすさマップ修正

(関係官公署への手続き)

第9条 作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは発注者と協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

(損害賠償)

第10条 本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 本業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(成果品に対する責任)

第13条 検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受注者の責任と費用負担によって速やかに成果品を訂正、補足しなければならない。

(成果品の帰属)

第14条 本業務の成果品及びデータは、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。なお、既に他に著作権がある資料を利用した場合はこの限りではない。

(検査)

第15条 業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(疑義)

第16条 本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(打合せ協議)

第17条 本業務を適切かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(納入先)

第18条 本業務の成果品の納入先は、三宅町 総務課危機対策室とするものとする。

第2章 共通業務

(計画準備)

第19条 本業務の遂行にあたり、計画策定に必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針、工程を立案するとともに、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(資料収集・整理)

第20条 本業務に必要な以下の資料を収集整理するものとする。貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに返却するものとする。

- (1) 三宅町地域防災計画（Wordファイル 資料編含む 最新版）
- (2) 三宅町職員災害初動マニュアル（Wordファイル 最新版）
- (3) 三宅町国土強靱化地域計画（Wordファイル 最新版）
- (4) 三宅町総合計画（最新版）
- (5) 三宅町都市計画基本図データ（DM形式）
- (6) 防災対策に関する協定、条例、規則等の資料
- (7) 既往災害及び地形・地質・地盤に関する関係資料
- (8) 人口・建物・気象に関する調査資料（統計、データ等）
- (9) 町内ハザード情報及び既往災害実績・災害箇所に関する資料（シェイプデータ、台帳、分布図等）
- (10) 町内要配慮者利用施設等に関する関係資料
- (11) 奈良県地域防災計画（資料編含む 最新版）
- (12) 奈良県水防計画（最新版）
- (13) 奈良県業務継続計画（大規模災害編）（最新版）
- (14) 応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル（最新版）
- (15) 第3次奈良県地震被害想定調査
- (16) その他必要と認められる資料

また、上記資料等より、近年の地震災害及び近年多発する局地的大雨に関連する風水害等の各種災害に係る知見や災害教訓等の本業務に関する情報を収集整理するとともに、国や奈良県における災害に関する上位計画の整理を行い、本町既往計画等についても整理し、これまでの防災に対する考え方や防災対策の方向性を把握するものとする。

第3章 地域防災計画修正

(地域防災計画修正業務の内容)

第21条 本項目の業務内容は以下のとおりとし、地域防災計画は、国の防災基本計画や奈良県地域防災計画に則り、地域の実情に即した計画となるよう受注者は関係部署との調整や進め方など、可能な限り発注者の支援を行い、円滑に業務が遂行できるよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画修正方針の検討

現行計画の課題内容について、情報の整理・収集を行い、課題内容のとりまとめを行うものとする。

第4章地震防災マップの作成から地域ごとの災害リスクや防災上の弱部を定量的に把握し、災害影響評価として取りまとめるものとする。

上記の課題や災害影響評価、収集した災害教訓、上位関連計画の整理の結果を踏まえ、地域防災計画の修正方針の立案を行うものとする。

また、以下の事項に留意しながら、計画の全体構成及び見直し方針等を検討するものとする。

- ① 災害対策基本法の改正
- ② 自然災害に関する国の動向、課題事項
- ③ 国の防災基本計画、奈良県地域防災計画との整合
- ④ 本町における防災・減災の取組

(2) 地域防災計画修正（素案）の作成

修正方針に基づき、三宅町地域防災計画の修正（素案）を作成するものとする。修正に当たっては、最新の国の防災基本計画、奈良県地域防災計画などとの整合を図るとともに、本町組織の現状を踏まえた実効性のある計画にするものとする。

① 構成及び記載内容

構成及び記載内容については以下を参考とし、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

表 地域防災計画構成及び記載内容（例）

項目	内容
第1編 総則	1. 地域防災計画の目的、目標、構成等を明確にし、計画の策定方針、関係機関の業務大綱等、町の概況、災害危険性、防災ビジョン等について記述するものとする。 2. 業務大綱は町、県、警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、広域連合・一部事務組合、公共的団体・防災上重要な施設の管理者等について修正するものとする。 3. 町の概況については自然的条件及び社会的条件を整理するものとし、総合計画との整合を図るものとする。

項目	内容
	4. 災害危険性については、災害履歴の更新や河川浸水想定区域図の見直し等に基づき、風水害・地震災害の整理を行うものとする。
第2編 災害予防計画	1. 計画修正方針の検討を受け、災害の予防や災害発生時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、防災組織の整備・自主防災活動の推進・防災訓練等の防災知識の普及等、防災体制の整備、各種災害に備えた防災活動全般について記述するものとする。 2. 記述にあたっては、必要な施策を体系化し、必要な災害予防計画となるよう考慮するものとする。
第3編 災害応急対策計画	1. 風水害における災害警戒時及び地震発生直後の応急活動、応急対策、被災者の生活支援等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策等を記述するものとする。 2. 大規模火災対策、危険物等災害対策等の災害発生後における応急活動、被災者の生活支援等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策等を記述するものとする。 3. 記述にあたっては、発生直後から時間経過を意識し、各活動時期に応じた対策となるよう考慮するものとする。
第4編 災害復旧・復興計画	1. 地震、風水害、大規模災害の応急対策以降において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を記述するものとする。
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	1. 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に即して、町及び関係機関等が行うべき応急対策等を記述するものとする。
資料編	1. 地域防災計画に関する各種資料及び各種様式等を記述するものとする。 2. 資料編の修正については原則として発注者から修正資料（朱書き訂正資料や追記資料）等を受注者に提示し修正を行うものとする。 3. 受注者においても資料更新の必要性を確認し、発注者において資料収集を行うことが必要となる事項がある場合は、その旨を要請するものとする。 4. 水防法に係る全ての町内要配慮者利用施設については、地図情報（GIS）を用いてハザード区域と施設の関連などを再整理するものとする。

② 主な見直し項目

修正素案を作成するにあたっては、以下の事項に留意し、作成すること。

- 1) 現行計画修正以降、新たに制定・改廃された法令等との整合
- 2) 奈良県の想定最大規模降雨を対象とした河川の浸水想定結果等との整合
- 3) 国・県・町における、組織機構改編に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更に伴う字句修正等
- 4) 国の防災基本計画、奈良県地域防災計画等との整合

- 5) 現行計画修正以降の国の動向・課題に伴う事項
- 6) 町災害対策本部の事務分掌
- 7) 洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設に関する事項
- 8) その他、社会情勢の変化及び町の防災対策の変更等に伴い、本計画の修正の必要が認められる箇所

(3) 地域防災計画修正（案）の作成

庁内及び県、並びに防災関係機関等との協議に必要な資料を作成し、助言を受けるものとする。その結果、指摘された事項については適宜修正するものとする。

(4) 資料編（修正案）の作成

地域防災計画本編の修正案に基づき、国の防災基本計画、奈良県地域防災計画、各図表および地図、関係機関名簿等を反映させた資料編の修正案を作成するものとする。

(5) 修正の概要作成

(4) 地域防災計画（修正案）について、主要な修正箇所等を防災会議等で説明するための「地域防災計画修正の概要」を作成するものとする。

(6) 新旧対照表の作成

地域防災計画（修正案）等に関する防災会議委員や防災関係機関からの意見や、パブリックコメントなどによる修正箇所が確認できるよう「新旧対照表」を作成するものとする。

(7) 防災会議等運営支援

① 三宅町防災会議等運営支援

三宅町防災会議の開催に必要となる資料を作成するとともに、会議へ出席し議事録の作成等、必要な支援を行う（原則 1 回開催予定。ただし、必要に応じて複数回開催する場合がある。）。

なお、防災会議の日程は概ね以下を予定している。

表 防災会議スケジュール（予定）

日程	内容
令和9年12月（予定）	・パブリックコメントの結果報告 ・地域防災計画修正（案）の承認

② 庁内照会の実施支援

修正案の内容を庁内関係各課に照会するにあたり、照会用資料作成及び対応の支援を行うものとする。

③ 防災会議委員への意見照会の実施支援

修正案の内容を防災会議委員に照会するにあたり、照会用資料作成及び対応の支援を行うものとする。

(8) パブリックコメントの実施支援

作成した地域防災計画（修正案）について意見公募を行うため、発注者が実施するパブリックコメントの実施支援を行うものとする。パブリックコメントの実施は 1 回

とする。

受注者は必要な資料の作成を行うとともに回答及び対応の支援を行うものとする。

(9) その他防災計画の修正検討

地域防災計画修正及び災害影響評価の結果を踏まえ、受援計画等の防災に関する計画の修正の必要性を検討するものとする。

第4章 揺れやすさマップ等の作成

(揺れやすさマップ作成の内容)

第22条 本項目の業務内容は以下のとおりとし、建築物の耐震化を効果的に推進することと、建築物所有者等の防災意識の高揚を図るために公表することを目的として地震防災マップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）の作成を行うものとする。なお、作成にあたっては本仕様書によるほか「地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月）内閣府」に準拠するものとする。

(1) 初期条件の設定

①地形、地質等の現況データ整理

表層地盤および想定地震に関わるデータを収集し、地震防災マップ作成のための基礎データ化を行うものとする。

②微地形区分の設定

微地形区分の設定は、貸与する三宅町耐震改修促進計画にて整理された想定地震被害を基に、既存の地形分類図をデジタル化したデータに地理情報システム（GIS）上で50mメッシュを重ねて、メッシュごとの地形区分データを作成し、地形区分と微地形区分との変換テーブルを参照して行うものとする。なお、設定する微地形区分は、地震動予測の観点からAVS30の違いが見られるような区分となるよう留意するものとする。

③AVS30の設定

1) ボーリング地点のAVS30推定

土質、N値とS波速度との経験式を用いてS波速度構造を推定するものとする。

2) 微地形区分とAVS30の関係

微地形区分とAVS30の関係は、微地形区分ごとに標高又は主要河川の距離との経験式で設定するものとする。

経験式の係数は、当該地域においてAVS30が直接推定可能な掘進深度30m以上のボーリングデータがある程度存在し、地域性を考慮できると判断される微地形区分については、その区分に存在するボーリング地点のAVS30の値を集約し、回帰式を用いて係数を設定するものとする。掘進深度30m以上のボーリングデータが十分に存在しない微地形区分については、全国のデータを用いて設定した既存の係数を用いるものとするものとする。

3) 各メッシュにおけるAVS30の設定

1)で設定したボーリング地点のAVS30の値および2)の関係をj用いて設定した各メッシュのAVS30の値が存在することとなる。したがって、両者のデータを基に空間的に平滑化を行い、最終的なメッシュごとのAVS30を設定するものとする。

④表層地盤の増幅度の設定

表層地盤の増幅度は、AVS30と最大速度の増幅度の経験式を用いて、メッシュごとに設定するものとするものとする。

⑤震源の設定

震源は、本町に影響の大きい海溝型地震・内陸型地震各1つを想定地震として選出し、断層パラメータを設定するものとする。

想定地震は、第3次奈良県地震被害想定調査の結果を受け、最も本町における被害が大きいと想定されるものを選出するものとする。

(2) 地震動の計算

地表での地震動予測は、以下に示す手順で実施するものとする。

- 1) 各メッシュの工学的基盤の最大速度に設定した表層地盤の最大速度の増幅度を掛け合わせることで各メッシュの地表最大速度を推定するものとする。
- 2) 地表最大速度と震度との既存の経験式により各メッシュの震度を推定するものとする。

(3) 揺れやすさマップの作成

上記において、各メッシュで計算された各想定地震の震度予測結果を重ね合わせ、最大となる震度を採用した結果を表示して揺れやすさマップを作成するものとする。さらに、地形・地物が認識できる地形図などに表示するようにして、分かりやすいマップとするものとする。

(4) 建物データの作成

①50mメッシュ別の建物データの作成

1) 構造別建築年次別建物棟数比率データの作成

家屋外形図及び固定資産家屋マスタデータを使用し、町丁目別に構造別・建築年次別で建物棟数データを集計するものとする。構造の区分は、以下の6区分とする。

木造建物			非木造建物		
S 34 以前	S35～S55	S56 以降	S 45 以前	S46～S55	S56 以降

以上の6区分で集計した建物棟数データから、町丁目内の建物棟数総数を100%とした町丁目別の構造別・建築年次別建物棟数比率を作成するものとする。

2) 50mメッシュ別の構造別建築年次別建物棟数比率データの作成

家屋外形図を活用し、「ある町丁目内に含まれる50mメッシュそれぞれの構造別・建築年次別の建物棟数比率は、その町丁目の構造物・建築年次別の建物棟数比率と同じ」として、50mメッシュ別の建物データを作成するものとする。

なお、市町村の境界部及び町丁目の境界部のメッシュへの割付けの処理については、以下のとおりとする。

①町丁目境界部のメッシュは最も占有面積が大きい町丁目をそのメッシュが所属する町丁目とする。

②行政界部のメッシュは占有面積の大小にかかわらず、そのメッシュは町丁目

含まれるものとする。

3) 50mメッシュ別の建物全壊率の算出

揺れの大きさ（計測震度）と構造別・建築年次別建物全壊率の関係式から、該当するメッシュの構造別・建築年次別の建物全壊率を算出するものとする。

4) 50mメッシュ毎の建物全壊棟数率の算出

50mメッシュ毎の構造別・建築年次別の建物棟数比率と、50mメッシュ毎の構造別・建築年次別の建物全壊率を掛け合わせることで、構造別・建築年次別に全壊棟数率（メッシュ内の構造別・建物年次別全壊数をメッシュ内の建物総数で除したもの）を算出し、それらを集計して50mメッシュ毎の建物全壊棟数率（メッシュ内の全体的な全壊率）を算出するものとする。

(5) 地域の危険度マップ作成

算出した建物全壊棟数率の分布がわかるように、率によって塗り分けたマップを作成するものとする。分布図には、住民が自宅やその近隣を正確に把握できるように背景図を入れ、建物が存在するメッシュのみを表示するものとする。

1) 被害分布図の作成

50mメッシュ別の建物全壊棟数率に基づき、50mメッシュ地図の各メッシュを塗り分けるものとする。

2) 背景図の作成

被害分布図の背景図は、1/2500 都市計画図とする。なお、この背景図の入手および表示に関する具体的な方法は揺れやすさマップと同様とするものとする。

(6) 住民説明用資料作成

住民の防災意識の浸透のため、広報用資料として本マップの活用方法等を周知する説明用資料の作成を行うものとする。資料の内容については以下を想定している。

- ・マップの作成手法
- ・マップの活用方法
- ・耐震改修補助に関する周知

第5章 業務報告書作成・打合せ等

（業務報告書作成）

第23条 本業務において検討、作成した資料を整理し、作業の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

（打合せ協議）

第24条 打合せ等については、適正な業務の遂行を図るため密接な連絡をとるものとし、業務着手時、中間打合せ（5回）、成果品納入時の計7回を原則とし、必要に応じて調整を行うものとする。

第6章 成果品

(成果品)

第25条 成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の原稿はWord、Excel、シェイプデータを基本とし、納入後、発注者が修正加除及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

表 成果品一覧

項 目	仕 様	部 数
地域防災計画	A4判 バインダー製本	2部
地域防災計画概要版	A4判 簡易製本	50部
揺れやすさマップ	電子データ	1式
業務報告書	A4判 簡易製本	1部
電子データ	CD-R	1式